

# 林野庁からの情報提供

## (森林経営管理法の改正について)

---

林野庁  
令和7年9月

# 1. 森林経営管理法の改正について

- 森林経営管理法の改正の概要
- 市町村の事務負担の軽減
  - ・ 共有林の権利設定に係る同意要件の緩和
  - ・ 共有者不明特例と確知所有者不同意特例の手続を同時に実施可能とする改正
  - ・ 公告期間の短縮
  - ・ 経営管理支援法人の指定制度の創設
- 集積・集約化を進める新たな仕組みの創設
- 改正法により期待できる効果

# 森林経営管理法の改正の概要

- 市町村の事務負担の軽減を図るため、市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設、経営管理権の設定における手続要件等を緩和します。
- 現行の仕組みに加え、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを措置します。

## ■ 森林経営管理制度のハードル

- ・市町村役場の職員が足りない
- ・所有者や境界が不明な森林が多い
- ・集積計画作成時の全員同意が大変
- ・所有者不明森林等の特例の公告期間が長い
- ・市町村が伐採を行うのに、伐採造林届出が必要

- ・小規模分散で集積・集約化につながらない
- ・森林所有者からの回答・同意がとりづらい
- ・配分計画作成時に企画提案を希望する者が1者でも企画提案が必要
- ・森林整備を担う林業経営体がない

など

## ■ 改正の2つの柱

### 市町村の事務負担の軽減

- ・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
- ・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設 等

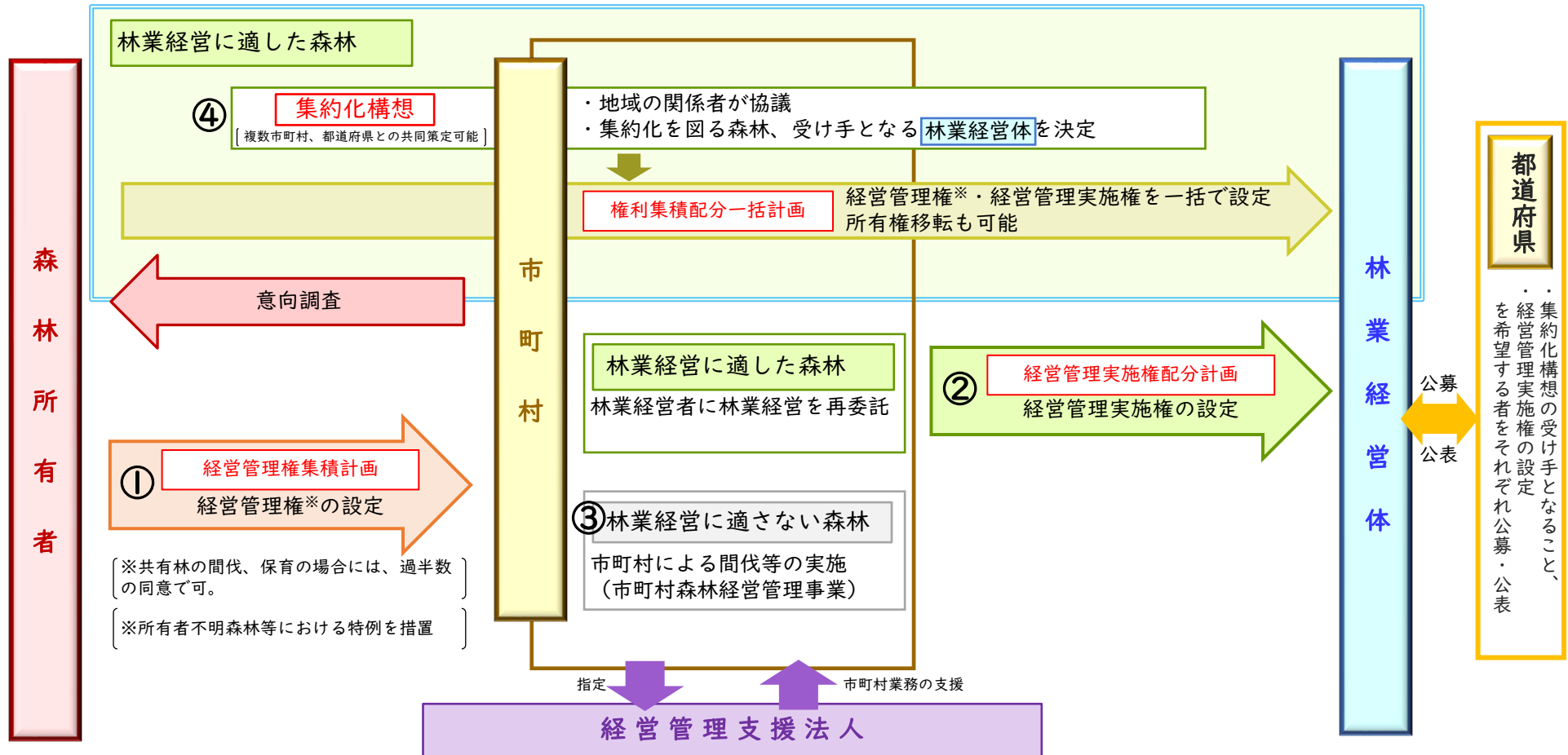
### 集積・集約化を進めるための新たな仕組みの創設

関係者で話し合い、集約化の絵姿となる集約化構想を作成



# (参考) 改正森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要

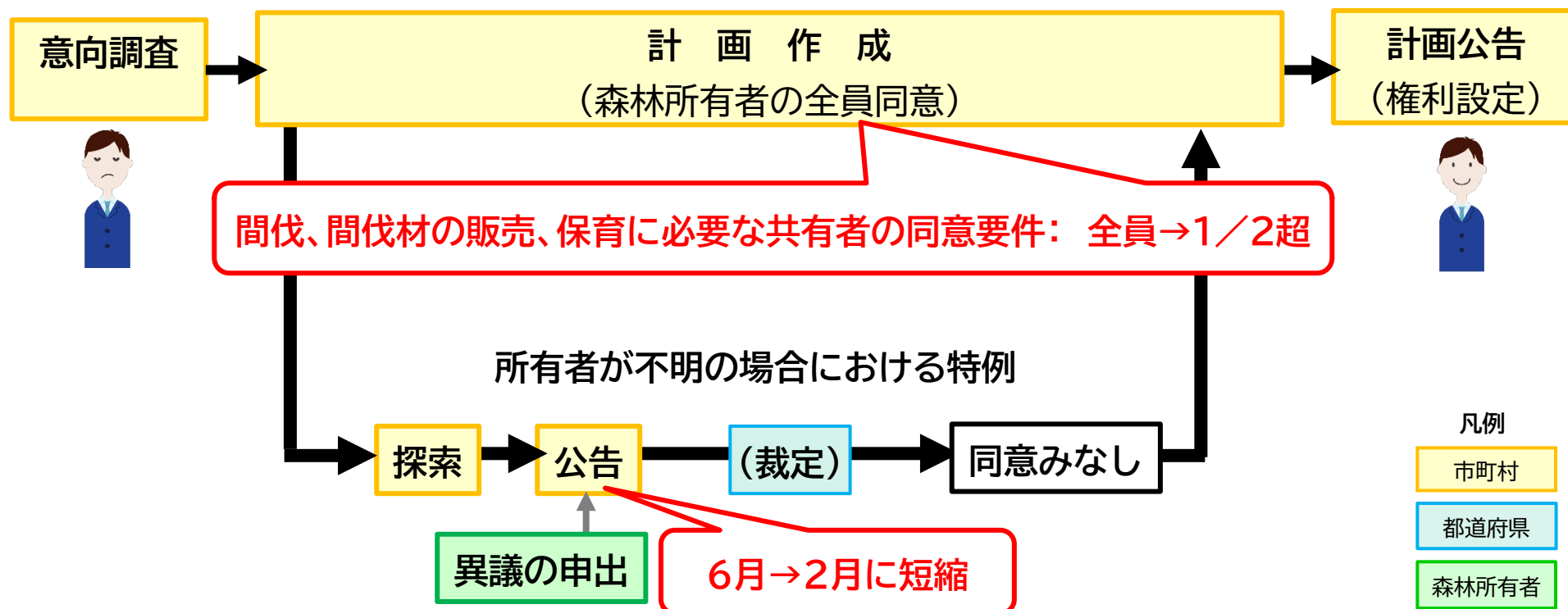
- ① 森林所有者自らが森林の経営管理をできない場合に、意向調査に基づき、市町村が森林の経営管理の委託を受ける。
- ② 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託。
- ③ 林業経営に適していない森林は、市町村が管理を実施。
- ④ また、地域の関係者の協議により集約化構想を作成し、林業経営体への権利設定を迅速に行う仕組みも措置。



# 市町村の事務負担の軽減 (手続要件等の緩和)

- 共有林における市町村への経営管理権の設定（間伐、間伐材の販売、保育）に必要な共有者の同意要件を緩和します（全員→1/2超）。
- 所有者不明森林等について、市町村への経営管理権設定に関する公告期間を短縮します（6月→2月）。
- 市町村が行う伐採については、伐採造林届出書の提出を不要とします。

## ■ 経営管理権の設定における手続要件等の緩和



## ■ 伐採造林届出制度の見直し (森林法)

市町村がその区域内において行う民有林の伐採については、伐採造林届出書の提出を不要とします。

# 共有林の権利設定に係る同意要件の緩和 (法第4条第5項(法第51条第5項第3号))

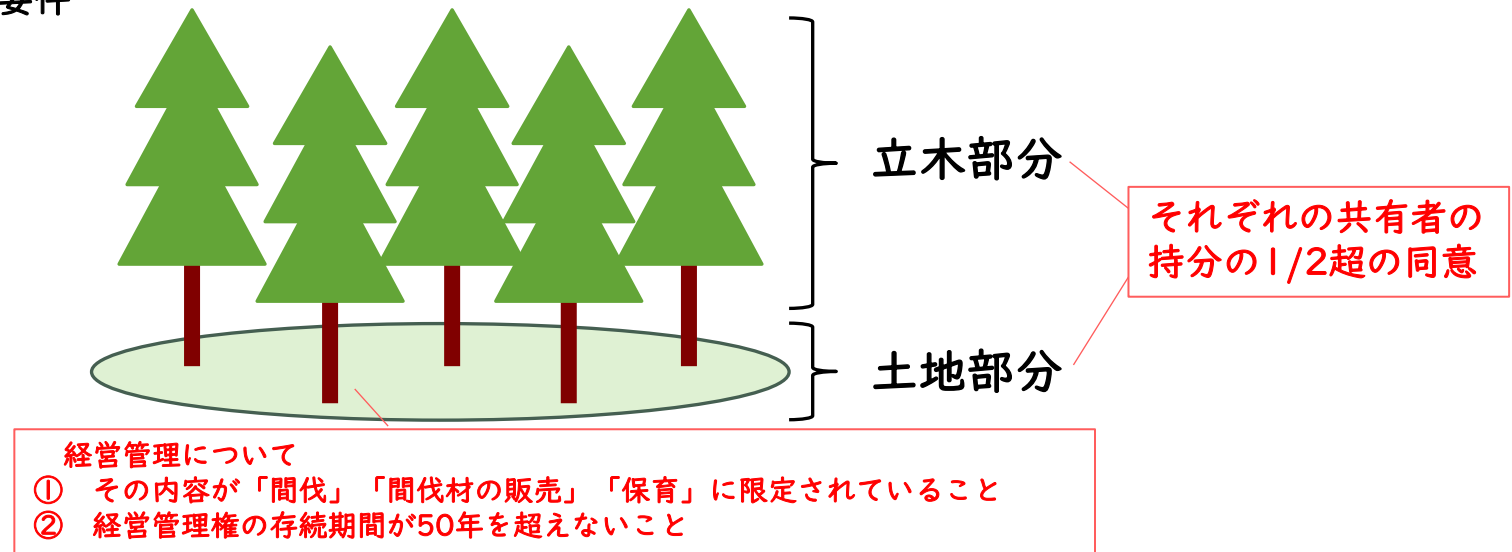
➤ 経営管理権集積計画、権利集積配分一括計画によって、市町村に「経営管理権」を設定する際、

- ① 対象となる森林が「共有林」であること
- ② 経営管理の内容が「間伐」「間伐材の販売」「保育」に限定されていること（間伐等経営管理権）
- ③ 経営管理権の存続期間が50年を超えないこと

に該当する場合には、その同意要件を「関係権利者の全員」から、所有権を有する者については

「対象森林の立木竹・土地のそれぞれについて、1/2超の共有持分を持つ者」の同意で足りる旨緩和しました。

## ■ 共有林のイメージと要件



💡 なお、仮に、立木と土地の所有者（共有者）が異なる場合、立木所有者は、当該土地に使用权等を有している場合が多く、その場合には、「使用貸借による権利・・・を有する者」と、全員同意が必要となります。

# 共有林の権利設定に係る同意要件の緩和 (法第4条第5項(法第51条第5項第3号))

➤ 今般の同意要件の緩和は、民法の管理行為の規定等を参考に措置しましたが、民法では、一般的に、

① 財産的価値を向上させる「間伐」や「保育」は「管理」に該当する一方で

② 間伐による木材を搬出・販売することは「処分(変更)」に該当するという考え方もある中

森林経営管理法では、間伐に伴う木材販売も含めて実施可能なよう措置したものです。

➤ なお、立木竹及び土地のそれぞれの持分の1/2超の同意があれば、経営管理権の設定が可能となりますので、法律上は、残りの1/2未満の中で、反対者がいたとしても、権利設定は可能です。一方で、明確な反対者がいるにもかかわらず、権利設定をすることは望ましくはありませんので、そのような場合には、間伐等の実施の必要性を丁寧に説明し、理解醸成を図っていくことや、持分買取りにより反対者との共有状態の解消を図ることが考えられます。

【参考：民法の管理行為に関する規定】

(共有物の変更)

第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。)を加えることができない。

2 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

(共有物の管理)

第二百五十二条 共有物の管理に関する事項(次条第一項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第一項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。)は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有物を使用する共有者があるときも、同様とする。

2 裁判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

一 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

二 共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき旨を催告した場合において、当該他の共有者がその期間内に賛否を明らかにしないとき。

3 前二項の規定による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。

4 共有者は、前三項の規定により、共有物に、次の各号に掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(以下この項において「賃借権等」という。)であって、当該各号に定める期間を超えないものを設定することができる。

一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 十年

二 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 五年

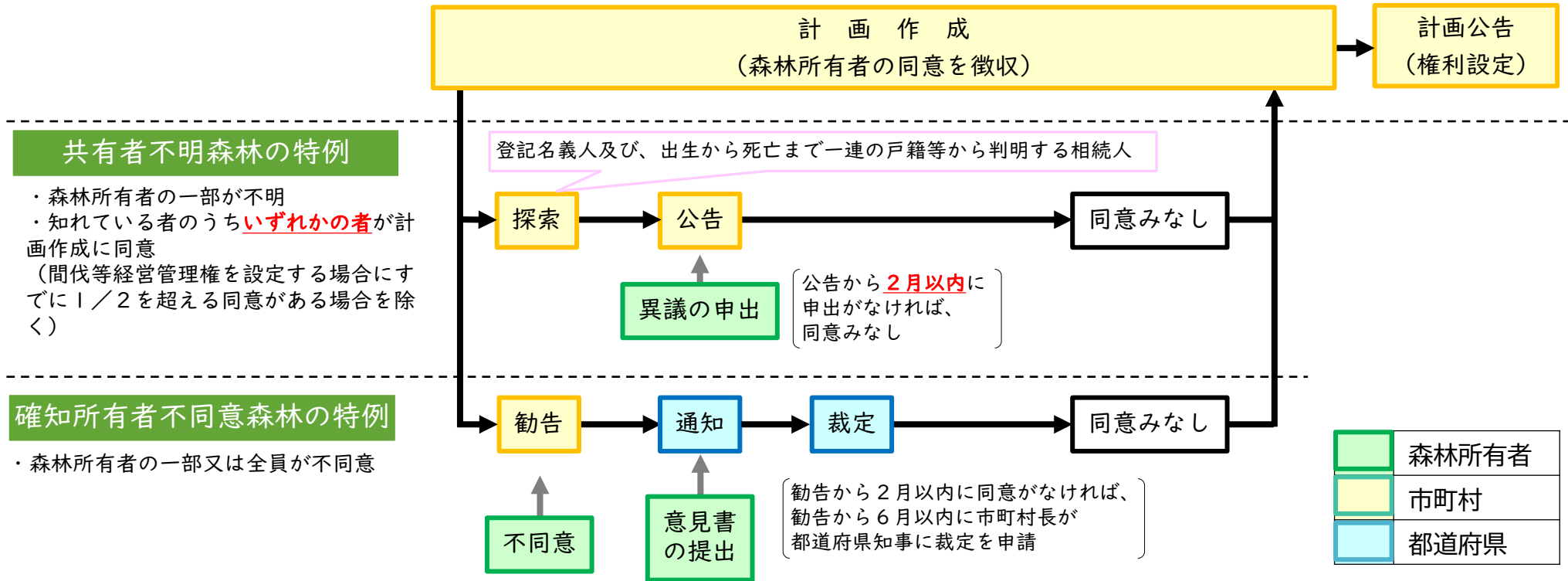
三 建物の賃借権等 三年

四 動産の賃借権等 六箇月

5 各共有者は、前各項の規定にかかわらず、保存行為をすることができる。

# 共有者不明特例と確知所有者不同意特例の手續を同時に実施可能とする改正 (法第10条)

- これまで共有者不明森林に係る特例の要件を「知っている者の全員の同意」としていたため、確知共有者の一部に不同意者がいた場合、その特例の手續の前に確知所有者不同意の特例の手續を行う必要がありました。
- 今般、この要件を緩和し、「知っている者のうち**いずれかの者の同意**」としたことで、**共有者不明森林の特例と確知所有者不同意森林の特例の両方の手續を同時に活用可能**としました。



	森林所有者
	市町村
	都道府県

# (参考) 要件緩和に関する条文 (法第4条、第10条)

## 第四条

5 経営管理権集積計画は、集積計画対象森林ごとに、当該集積計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られているものでなければならない。ただし、数人の共有に属する集積計画対象森林について経営管理権（その存続期間が五十年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるものに限る。第十条及び第五十一条第五項第三号ただし書において「間伐等経営管理権」という。）を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

## 第十条

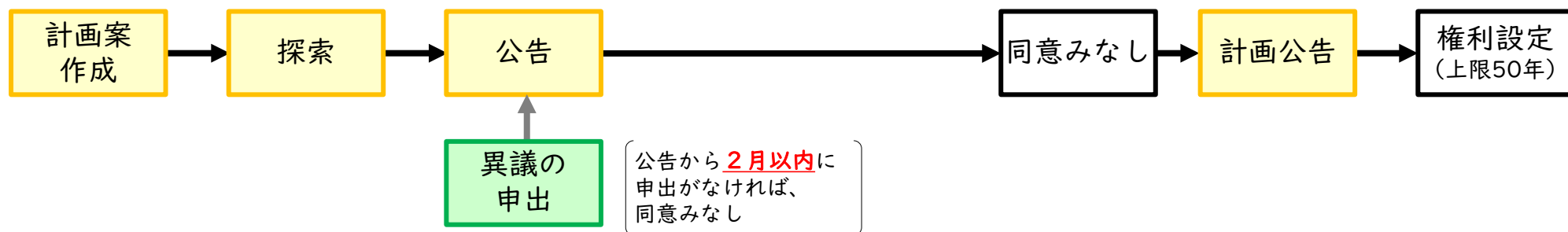
市町村は、経営管理権集積計画（存続期間が五十年を超えない経営管理権の設定を市町村が受けることを内容とするものに限る。）を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができないものがあり、かつ、当該森林所有者で知れているもののうちいずれかの者が当該経営管理権集積計画に同意しているとき（当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。）は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該森林所有者で確知することができないものの探索を行うものとする。

# 公告期間の短縮（法第11条・第25条）

- 所有者がわからない森林への権利設定を迅速に行えるよう、共有者不明森林及び所有者不明森林に係る特例の公告期間を6月から2月に短縮しました。

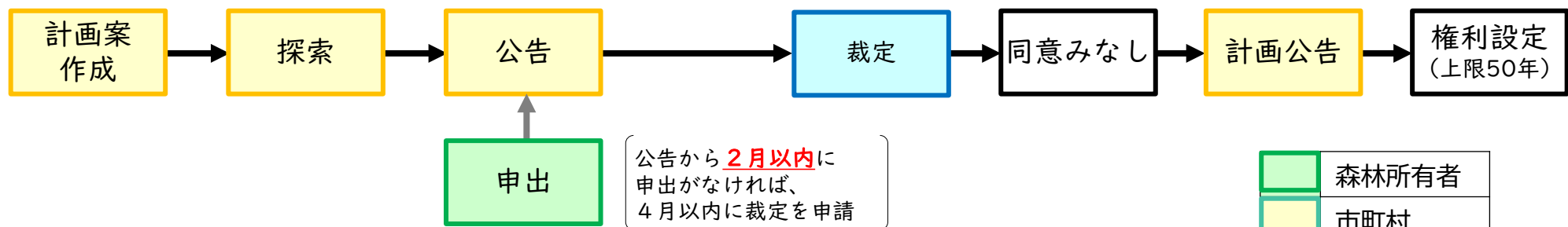
## 共有者不明森林の特例

- ・森林所有者の一部が不明
- ・知っている者のうち**いずれかの者**が計画作成に同意  
(ただし、間伐等経営管理権を設定する場合にすでに1/2を超える同意がある場合を除く)



## 所有者不明森林の特例

- ・森林所有者全員が不明



■	森林所有者
■	市町村
■	都道府県

※ 改正法施行日（令和8年4月1日を予定）前に公告を開始した場合には、施行日後においても従前の公告期間が適用されます。

# (参考) 公告期間の短縮に関する条文 (法第11条・第25条)

## 第十一条

市町村は、前条の探索を行ってもなお不明森林共有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

一～五 (略)

六 不明森林共有者は、公告の日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、経営管理権集積計画又は前三号に掲げる事項について異議を述べることができる旨

七 不明森林共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかったときは、当該不明森林共有者は経営管理権集積計画に同意したものとみなす旨

第二十五条 市町村は、前条の探索を行ってもなお不明森林所有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積

計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

一 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

二 所有者不明森林の森林所有者を確知することができない旨

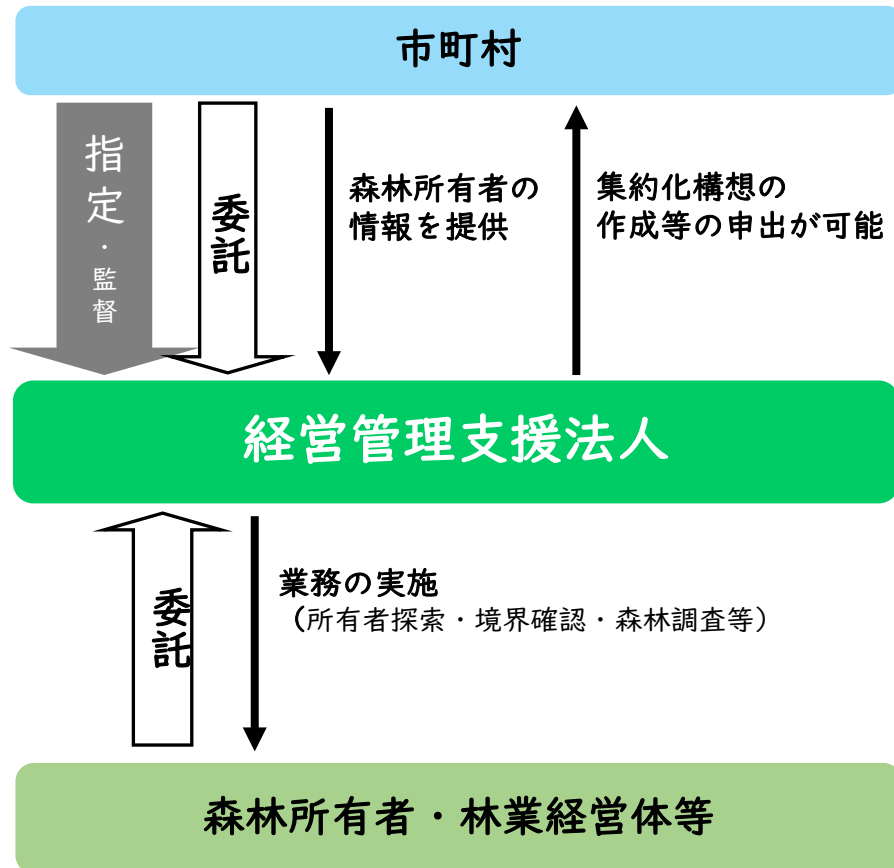
三 不明森林所有者は、公告の日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出るべき旨

(略)

# 経営管理支援法人の指定制度の創設

- 市町村が専門的知見・ノウハウをもつ法人（経営管理支援法人）を指定し、そのサポートを受けられる仕組みを作ります。（指定するかしないかは任意。また、複数の法人を指定可能。）

## ■ 制度のイメージ



## ■ 経営管理支援法人の対象

- 都道府県や複数の市町村が共同で設置している公益法人等
- 森林の集積・集約化に専門的知見を有する森林組合連合会等の林業団体
- ICT技術を活かして林業のスマート化に取り組んでいる企業等

## ■ 市町村の制度運用を支援する取組の例

### 公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構（栃木県）

- 森林情報収集、境界確認、林分調査、路網線形調査、施業案の検討等、市町の技術的な業務を支援。



GNSSを活用した境界調査

### 一般社団法人やましごと工房（徳島県美馬市・つるぎ町など）

- 森林経営管理方針案の検討、意向調査、境界確認、集積計画・配分計画作成、市町森林経営管理事業の監理等の市町村の業務を補助。



空中写真から森林資源状況を解析

# 経営管理支援法人の指定制度の創設

- 経営管理支援法人は、委託等により「森林所有者からの相談対応、マッチング」「境界明確化」「森林所有者の探索」「森林調査」等の業務を実施し、市町村事務を支援します。
- 法人は、経営管理支援法人として指定されることにより、公的信用力が付与され、活動に対する住民等の理解向上、円滑な業務実施が図られます。

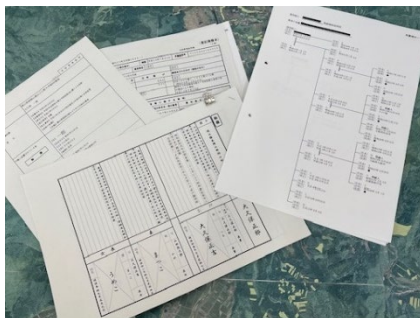
## ■経営管理支援法人の業務のイメージ

### ① 森林所有者等からの相談・情報提供

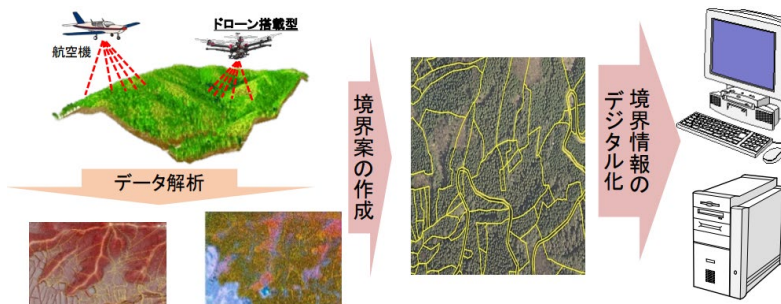
※ 森林を手放すことを希望する所有者と森林取得を希望する者のマッチング業務を含む



### ③ 森林所有者の探索



### ② 森林の土地の境界の明確化



### ④ 森林の経営管理の状況調査



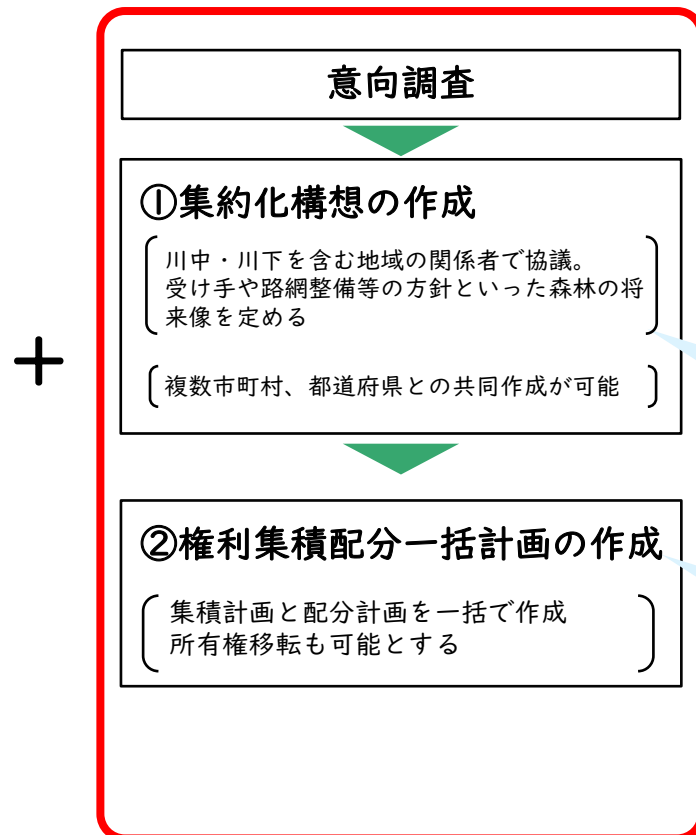
# 集積・集約化を進める新たな仕組みの創設

- 地域の関係者が協議し、「集約化構想」として、受け手や路網整備等の方針といった森林の将来像を定めます。
- この実現に向け、「一括計画」を作成し、森林の経営管理のための権利を、林業経営体に迅速に設定・移転することを可能とします。

## 【現行の仕組み】



## 【新たな仕組み】 (任意)



- ・市町村は、林業経営体を含む地域の関係者の協議を実施。
- ・経営管理の集約化に向けた将来像として、集約化を図る区域や方針、受け手となる林業経営体を決定する「集約化構想」を作成。
- ・「集約化構想」の作成について、林業経営体からの提案も可能。

- ・森林の経営管理のための権利を、迅速に設定。
- ・所有権移転も可能。

# 協議のイメージ

## 【協議】

地域の関係者が協議し、集約化を図る区域や受け手となる林業経営体、条件整備等について取りまとめます。

森林の集積・集約化を進める必要性・可能性が高いエリアを対象地域として選定

森林所有者への意向調査、森林資源情報等の整理

協議の実施、取りまとめ

集積・集約化を図ろうとする森林の区域

経営管理の方針

集約化の目標

権利設定が必要な森林（**構想森林**）  
受け手（**構想適合事業者**）

条件整備の方針

### 【協議の参加者】

市町村 **必須**、都道府県（共同作成可能）

支援法人

受け手となる林業経営体 **必須**

森林所有者（地域の代表者等）

木材関連事業者（製材工場、工務店等）

森林の経営管理を行っている主体  
（森林組合、公有林管理者、森林管理署等）

都道府県

集約化構想で  
受け手となること  
を希望する者  
（適合事業者）  
を公募・公表

# 構想等のイメージ

## 【集約化構想】

地域の関係者による話し合いを経て、経営管理の集約化に向けた将来像（絵姿）として、集約化を図る区域や方針、受け手となる林業経営体を決定する「集約化構想」を作成します。

### 集約化構想

令和8年〇月 〇〇町

#### 【一体経営管理森林の区域】

〇〇町大字▲▲ xx番地 A林班全域 ■ha

#### 【経営管理の方針】

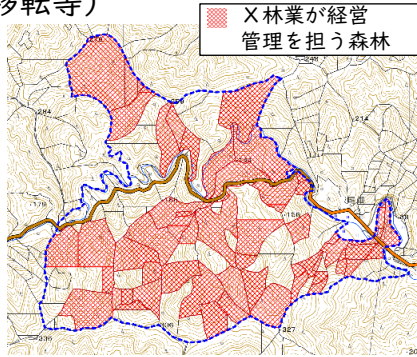
路網から近い緩傾斜地は、主伐、再造林を中心に循環利用  
条件が悪い森林は間伐を中心に実施し、針広混交林化を図る

#### 【方針達成のための目標】

〇〇町大字▲▲ xx番地 A林班のうち◆haについて、  
X林業株式会社が経営管理を担う  
(経営管理実施権の設定、所有権移転等)

#### 【必要な条件整備の方針】

- ・路網整備（作業道）
- ・受け手に個人情報を提供し、町と連携して同意取得
- ・地籍調査未了箇所は境界明確化
- ・所有者不明森林等は特例活用
- ・再造林後にはシカ防護柵設置
- ・〇△製材所と協定締結



集約化構想を作成した場合、以下の特例が活用可能

- ① 受け手に対し、所有者情報を提供可能
  - ② 林道の開設・改良に関する特例
  - ③ 筆界特定申請の特例
- 等

## 【一括計画】

経営管理権と経営管理実施権をセットで設定します。  
あわせて、森林所有者から受け手となる林業経営体に、直接、所有権の移転が可能です。

### 権利集積配分一括計画

経営管理実施権者：X林業

#### 【経営管理実施権】

〇〇町に経営管理権を、X林業に経営管理実施権を設定する。

森林	面積	存続期間	経営管理の内容	森林所有者
A 1	〇ha	△年	主伐・再造林	何某1
A 2	〇ha	△年	主伐・再造林	何某2
A 3	〇ha	△年	主伐・再造林	何某3
A 4	〇ha	△年	搬出間伐	何某4
A 5	〇ha	△年	搬出間伐	何某5

#### 【所有権】

あわせて、以下の森林について、X林業に所有権を移転する

森林	面積	利用目的	経営管理の内容	森林所有者
A 6	〇ha	森林経営	主伐・再造林	何某6

令和8年〇月 〇〇町

# (参考) 新しい集約化のイメージ

- 新たな仕組みの活用、その際にさまざまな技術的手法等も活用することで、これまで思うように進まなかった集約化が進むことを期待しています。

## 地域の選定

## 協議

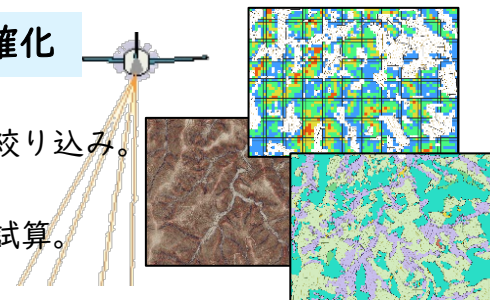
## 集約化構想の作成

## 必要な権利設定

## 集約化

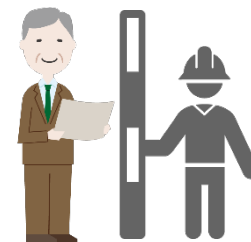
### ICTを活用した対象地区や森林の選定、路網計画、境界明確化

- 実測ベースの森林資源情報を用いて、対象地域のシステムティックな絞り込み。
- 現地に行かずとも境界を確定。
- 林分の評価を行うことで、詳細な木材生産量や各森林所有者の収益を試算。



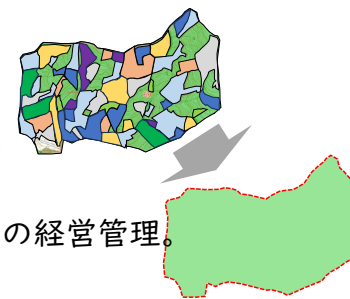
### 各種法制度を活用した所有者探索、境界明確化

- 所有者不明森林における特例等の活用。
- 筆界特定の申請の特例の活用。
- 民法における所有者不明土地管理制度や財産管理人制度などの活用。



### 境界にとらわれない新たな経営手法や所有権移転型の集約化

- 外縁の境界を明確化した上で、林業収益については森林所有者ごとに面積按分することで、複雑な内縁の境界にとらわれず集約化が可能に。
- 森林施業だけでなく、所有権ごと集積・集約化することで、より安定的・長期の経営管理。



# 改正法により期待できる効果

市町村 (地域全体)	<ul style="list-style-type: none"><li>○同意要件の緩和や経営管理支援法人制度等により、事務負担の軽減に貢献。</li><li>○集約化構想の段階で受け手が決まるため、効果的・効率的な制度推進が可能。</li><li>○受け手が主体的に現地調査や森林所有者への働きかけを行うことで、市町村の負担を軽減。</li><li>○協議・集約化構想を通じて、制度推進や森林づくりの方向性を決め、地域の関係者と共に取り組むきっかけとなる。</li><li>○公有林を集約化構想に含めることで、市町村自身も効率的に施業を実施。</li></ul>
森林所有者	<ul style="list-style-type: none"><li>○より面的まとまりをもって、林業経営体への経営管理の委託が進むことにより、所有森林からの収益の確保が期待。</li><li>○森林を手放したい所有者のニーズに応えることが可能。</li></ul>
地域の林業経営体	<ul style="list-style-type: none"><li>○集約化構想に基づき、小規模分散森林や所有者不明森林の整備が進み、施業や路網の整備を効率的に実施。経営規模や雇用の安定・拡大につながる。</li><li>○受け手となることが決まった上で森林所有者への具体的な説明・提案ができ、事業地を確保しやすくなる。</li></ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"><li>○集約化構想を市町村と共同で作成することにより、路網整備や原木の安定供給など地域林業の課題解決に向けた取組も可能。</li></ul>
市町村の業務を支援する法人	<ul style="list-style-type: none"><li>○公的信用力が付与され、活動に対する住民等の理解向上、円滑な業務実施が図られる。</li></ul>

## 2. 森林の集約化モデル地域実証事業について

- 令和7年度予算において、森林の面的な集約化のモデルを実証するための予算を措置。
- 地域の関係者による合意形成を通じて、所有者不明森林等を含めた森林の面的な集約化を行う取組に対して経費を支援し、集約化のモデルを創出。
- モデルの類型として、所有権移転型、外縁確定型、所有者不明森林等特例措置型の3つの類型を設定しており、今後、検討委員会におけるケーススタディとして事例分析を行っていく想定。

## <対策のポイント>

小規模・分散、境界が不明な森林への対応として、林業経営体への集積・集約化を促進するため、関係者による情報共有や、合意形成、経営管理の一層の円滑化に役立つ条件整備等を実行するモデル事業を支援します。

## <事業目標>

- 私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合（5割 [令和10年度まで]）
- 森林経営管理制度の支援を行える技術者の能力向上（1,200人 [令和10年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 集約化モデルの実証支援

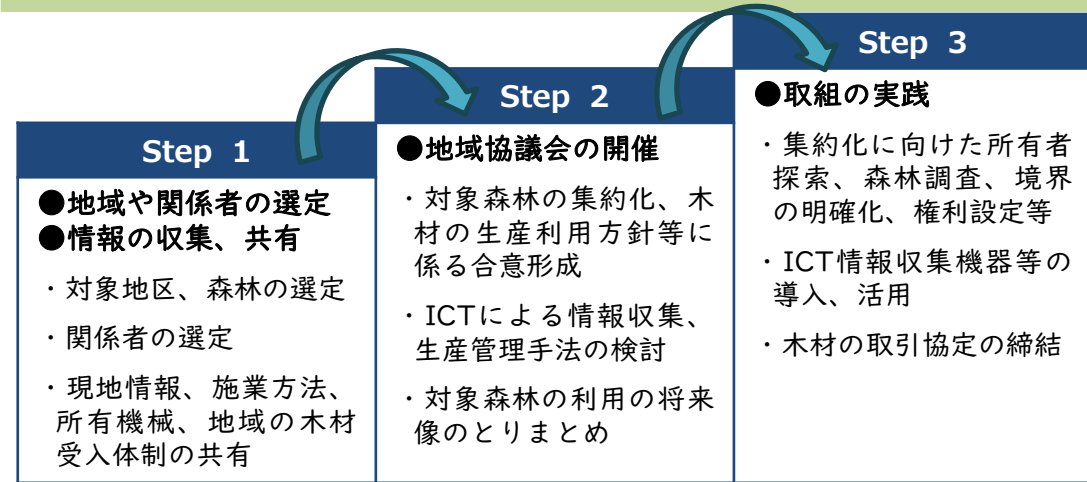
- ① 林業経営体、市町村、都道府県、森林所有者等の関係者の協議による集約化に係る合意形成を支援します。
- ② ICTを活用した森林調査や境界の明確化、所有者探索等を実施し、経営管理の権利を設定する集約化の取組を支援します。

※ 林業・木材産業循環成長対策により、本事業の実施主体が行う路網整備の取組に対して優先的に支援し、生産性向上を後押し

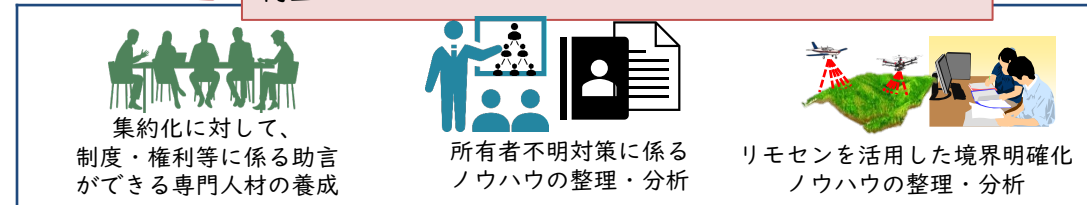
### 2. 専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析

モデル事業の効果を高めるため、森林の集積・集約化を支援する専門人材を養成するとともに、所有者不明対策や境界明確化に係るノウハウを整理・分析し横展開を図ります。

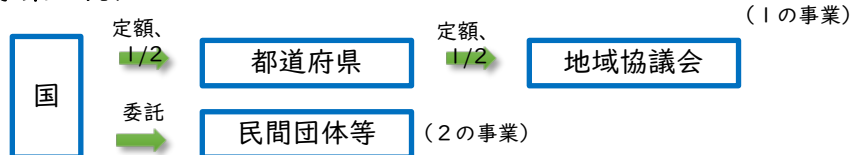
## <事業イメージ>



取組に対する助言、評価、分析、普及により事業効果を向上



## <事業の流れ>

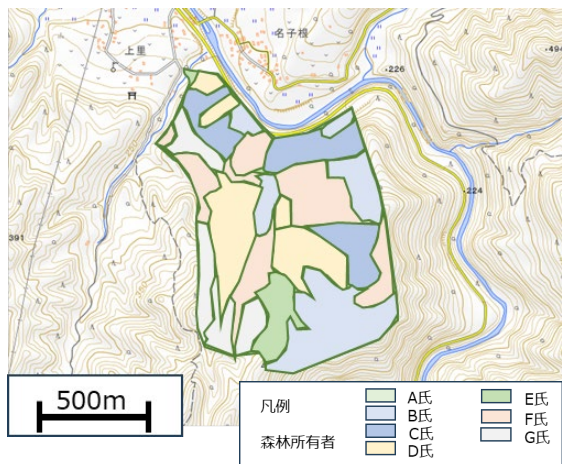


# モデル事業 3つの類型 取組のイメージ

## ①所有権移転型

地籍調査 : 実施済  
航空レーザ計測 : 実施済

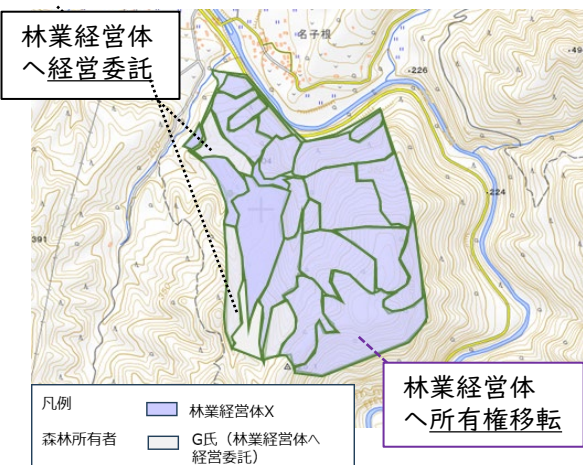
〈現在〉



※基本的に所有権移転、難しい箇所は施業委託



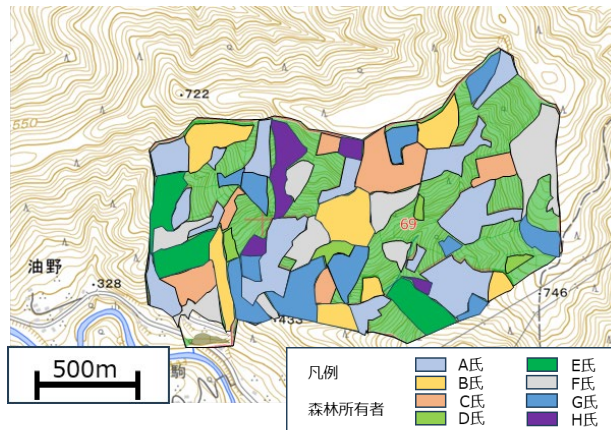
〈集積・集約化後〉



## ②外縁確定型

地籍調査 : 未了  
航空レーザ計測 : 実施済

〈現在〉



※外縁の境界を明確化した上で、林業収益については所有者ごとに面積按分を検討



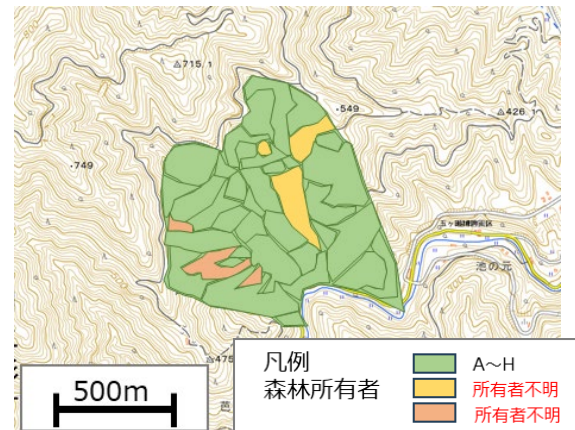
〈集積・集約化後〉



## ③所有者不明型

地籍調査 : 実施済  
航空レーザ計測 : 未了

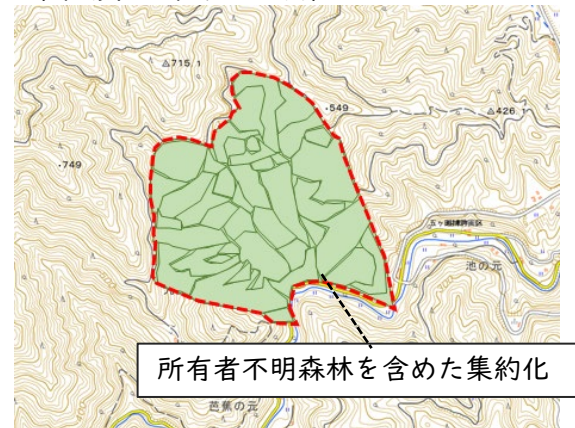
〈現在〉



※森林経営管理制度の特例を活用（収益供託）し、周辺森林と一体的に集約化  
①型で所有者不明部分は経営委託  
②型で収益配分



〈集積・集約化後〉



# 森林の集約化モデル地域実証事業の実施地域



- ① 秋田県大館市
- ② 新潟県糸魚川市
- ③ 石川県かほく市
- ④ 福井県福井市東部
- ⑤ 福井県福井市美山
- ⑥ 長野県上田市
- ⑦ 長野県木曾町
- ⑧ 岐阜県郡上市
- ⑨ 岐阜県飛騨市
- ⑩ 静岡県伊豆市
- ⑪ 愛知県岡崎市
- ⑫ 京都府綾部市
- ⑬ 鳥取県三朝町
- ⑭ 島根県大田市
- ⑮ 広島県北広島町
- ⑯ 山口県長門市
- ⑰ 徳島県美波町、牟岐町
- ⑱ 高知県仁淀川町
- ⑲ 福岡県筑前町
- ⑳ 大分県白杵市
- ㉑ 宮崎県串間市
- ㉒ 鹿児島県始良市
- ㉓ 鹿児島県薩摩川内市